

上市町教育委員会規則第 1 号

上市町公民館設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上市町公民館設置条例（昭和 18 年上市町条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 公民館に、館長及び主事その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第 3 条 公民館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 公民館の休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、公民館の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(公民館を利用できる者)

第 5 条 公民館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に在住し、在勤し、又は在学する個人
- (2) 前項の者が構成員として過半数を占める団体
- 2 前項第 1 号の規定による個人の利用は、原則として社会教育活動を目的とする利用に限る。

(利用の承認)

第 6 条 公民館を利用しようとする者は、上市町公民館利用申請書（別記様式）を利用しようとする日の 3 日前までに教育長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、教育長が認めたときは、当該申請書の提出期限はこの限りでない。

- 2 前項の規定による申請を行う者が未成年者となるときは、その保護者又は成人の指導者等が申請者となること。
- 3 第 1 項の規定による申請を行う者が団体の場合であって、教育長が必要と認める時は、当該団体の会則又は主催者の活動実績の概要を記載した書類及び団体の構成員名簿の提出しなければならない。
- 4 教育長は、公民館の管理上必要と認める時は、第 1 項の承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第 7 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を承認しないものとする。

- (1) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の規定による公民館の目的に反すると認めた

とき。

- (2) 第 10 条に定める事項に反するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 特定の政治的又は宗教的な活動を目的とするとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の管理上支障があるとき、又は教育長がその利用を不相当と認めたとき。

(利用の承認の取消しの申出)

第 8 条 公民館の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用を取りやめようとするときは、承認を受けた利用日の前日までにその旨を教育長に申し出なければならない。

(利用の承認の取消し等)

第 9 条 教育長は、公民館の利用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、若しくは利用を制限し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生ずることがあっても、教育長はその責めを負わない。

- (1) 第 10 条に定める事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) 災害その他の不可抗力により、公民館の利用ができなくなったとき、又は町長が公民館を避難所として開設したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が管理上特に支障があると認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第 10 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 承認なく若しくは所定の場所以外で火気を利用し、又は危険な物品、不潔な物品若しくは動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (3) 火災、盗難等の事故の発生防止に留意し、建物、その他附属設備を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 公民館の秩序及び風俗を乱す行為並びに他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用の承認に際して付された条件及び職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第 11 条 教育長は、公民館の施設の利用の公平を図るため必要と認めるときは、同一利用者の利用回数を制限することができる。

(特別の設備等の承認)

第 12 条 利用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込

み利用しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(原状回復及び退館)

第 13 条 利用者は、公民館の利用が終わったとき、又は第 9 条の規定により利用の承認の取消等を受けたときは、利用した部屋の清掃を行うとともに、設備、物品等を元に戻し、原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項の原状回復後、閉館時間までに退館しなければならない。

(この規則の適用)

第 14 条 次の各号に掲げる条例に定めるもののほか、当該各号に定める施設の管理運営については、この規則を適用するものとする。

(1) 上市町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成 2 年上市町条例第 12 号）に規定する次の施設

ア 音杉コミュニティセンター

イ 大岩コミュニティセンター

(2) 上市町農村環境改善センター等の設置及び管理に関する条例（平成 2 年上市町条例第 14 号）に規定する次の施設

ア 相ノ木会館

イ 柿沢地区会館

ウ 南加積会館

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第6条関係)

年 月 日

上市町教育委員会 教育長 宛て

申請者 所在地又は住所
名称又は氏名
代表者氏名
電話番号
メールアドレス

上市町公民館利用申請書

次のとおり、上市町公民館を利用したいので申請します。
なお、利用にあたっては、上市町公民館設置条例施行規則を遵守します。

利用場所	公民館			
利用責任者	氏名			
申請者と異なる場合	電話番号			
	メールアドレス			
利用人数	成年者 人	未成年者 人	計 人	
利用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 から 年 月 日 () 午前・午後 時 分 まで			
利用区分	青少年団体 ・ 女性団体 ・ 高齢者団体 ・ 一般団体 ・ 公民館事業 成人団体（学習団体、社会教育団体、公民館講座団体） ・ 個人			
利用目的				
借用備品				
備考				
処 理 欄	1 申請のとおり承認する。 2 承認しない。 3 条件を付して承認する。		公民館確認欄	
			館長	主事